## 江戸川区 相談支援事業の手引き

# 自己点検票

運営基準、解釈通知、Q&A



江戸川区 福祉部 障害者福祉課 江戸川区 健康部 保健予防課 平成29年4月

#### 指導検査等について

### 自己点検票の活用について

厚生労働省の定める各種の基準とその解釈通知を対応させ、左右対照に配置してチェックリスト化しました。関連する Q&A も直後に掲載しています。

事業を行うにあたって義務付けられていることや基本的な考え方が示されていますので、ご自身の事業所がルールを遵守しているかの確認に活用してください。

#### 変更届の提出について

- ・変更のあった日から10日以内に届け出ることが必要。
- ・ただし、相談支援事業所一覧を更新する都合から、相談支援事業所一覧掲載事項に ついては、変更の前月 20 日までに届け出ることをお願いします。

(掲載事項:法人名、事業所名、電話番号、FAX 番号、所在地、事業種別)

### \*実地検査との関係\*

江戸川区は、平成 26 年度から職員が事業所を訪問し、事業の運営状況を確認させていただきます(実地検査)。相談支援事業所においては平成 29 年度以降行っていく予定です。その際には、この自己点検票に掲載していることと同じ内容を中心にチェックします。

日頃から自己点検を行い、適正な運営となるようにしてください。

### 自己点検票に記載する略称

事業種別略称	計画相談支援事業	地域相談支援事業						
基準省令	障害者の日常生活及び社会生活を	障害者の日常生活及び社会生活を						
	総合的に支援するための法律に基	総合的に支援するための法律に基						
	づく指定計画相談支援の事業の人	づく指定地域相談支援の事業の人						
	員及び運営に関する基準(平成 24	員及び運営に関する基準(平成 24						
	年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号)	年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号)						
	<b>最終改正</b> : 平成 25 年 11 月 22 日厚生	<b>最終改正</b> : 平成 25 年 11 月 22 日厚生						
	労働省令第 124 号	労働省令第 124 号						
解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を	障害者の日常生活及び社会生活を						
	総合的に支援するための法律に基	総合的に支援するための法律に基						
	づく指定計画相談支援の事業の人	づく指定地域相談支援の事業の人						
	員及び運営に関する基準について	員及び運営に関する基準について						
	(平成 26 年 3 月 31 日障発 0331 第 53	(平成 26 年 3 月 31 日障発 0331 第 52						
	号)	号)						
Q&A	相談支援に係るQ&Aについて(平成	25年2月22日厚生労働省社会・援護局						
	障害保健福祉部障害福祉課地域移行	・障害児支援室事務連絡)						
ポイント	根拠規定そのものはないが、基準領	省令や解釈通知、Q&A 等からして						
	必要となる考え方や実務上の取扱を	を示す。						

障害児相談支援事業については、計画相談支援事業を参考に当てはめて活用ください。

# 計画相談支援事業に係る自己点検票

確認項目	点検結果 はい事業	基準省令	解釈通知	根拠法令等
在1007只口	例   い   な   い   え   し当	<b>在</b> 十日 ₹	<b>の</b> 十47 (人型 ハロ	IKIRIZ V
人員	に関する	3基準		
1) 従談() () () () () () () () () () () () () (	【ポイント】	する相談支援専門員を置いているか。 ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	指人で指員当いた会談のこ供障管と接務しまる施「業サ福如当所せた。とで、出ているとで、というでは、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない	平24厚令28 (基準省令) 第3条 平24厚专援中 門員の要 平24障発 033022(解 到面知)第2 - 1(1)
	・原則として	『門員の兼務する事業所を利用する場合、継続サ は。	と兼務している場合で、計画相談を担当した利用者が当該・ービス利用支援は兼務しない他の相談支援専門員が行	
(2)管理者		管理者は、専従であるか。 専従でない場合、基準に適合した勤務となっているか。 兼務が認められる場合 「ただし、指定特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させ	指定特定相談支援援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該指定特定相談支援事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができる。また、指定障害児相談支援事業所の業務ともある場合については、管理業務に支障者は、指定計画相談支援の従業者である必要はないもので	条 解釈通知第2 - 1(2)

ある。

確認項目	点検結果 は「い事非 」、「例 <sub>該</sub>	<del>++</del> >+ /> A	解釈通知	根拠法令等		
2 運営	に関する	』 る基準				
(1)内容及び   一字の説   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日		計画相談支援対象障害者等が指定計画相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った計画相に高いるで書きの申に係るでは、その特性というでは、その他のでは、その他のの選ができません。では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点	指定計画相談支援の提供につきまりにある。当該指定間側は変更を表している。との言語を表して、なが、の言語を表して、なが、の言語を表して、なが、の言語を表して、なが、の言語を表して、なが、の言語を表して、なが、の言語を表して、なが、との言語を表して、なが、との言語を表して、なが、との言語を表して、なが、との言語を表して、なが、との言語を表して、との言語を表して、といる。との言語を表して、といる。との言語を表して、といる。との言語を表して、といる。といる。といる。といる。といる。といる。といる。といる。といる。といる。	基準省令第5 条第1項 解釈通知第2 - 2(1)		
(2)契約内容 の報告等			指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の 提供に係る契約が成立したときは、遅滞なく市町 村に対し契約成立の旨を報告しなければならない こととしたものである。 また、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対 象障害者等に対してサービス等利用計画を作成 したときは、市町村にその写しを遅滞なく提出 しなければなならないこととしている。			
		サービス等利用計画を作成したとき は、その写しを市町村に対し遅滞なく提 出しているか。	なお、モニタリング結果について、以下に掲げる場合その他必要な場合に市町村に報告すること。 支給決定の更新や変更が必要となる場合 対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合 モニタリング期間を設定し直す必要がある場合	解釈通知第2 - 2(2)		
	Q:サービス等利用計画及び障害児支援利用計画は、指定基準において、市町村への提出が義務づけられているが、モニタリング結果については市町村にモニタリング記録等の書類を提出する必要があるか。 A:モニタリングについては、以下に掲げる場合等、必要な時にモニタリング結果を報告することとする。 江戸川区では、支給決定の更新や変更が必要となる場合・対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合・モニタリング期間を設定し直す必要がある場合等					
		等利用計画を作成した場合は、市町村へ写しを提 グ結果については、区の各担当係(身体障害者	!出する。 目談係、愛の手帳相談係、精神保健係)に書面をもって報			

			課			
確認項目		۱۱	事例なし	基準省令	解釈通知	根拠法令等
(3)提供拒否 の禁止		; 	; 	正当な理由がなく、指定計画相談支援の 提供を拒んでいないか。	指定特定相談支援事業者は、原則として、利用申 込に対して応じなければならないことを規定した ものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を 理由にサービス提供を拒否することを禁止するも のである。提供を拒むことができる正当な理由が ある場合とは、 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれ	基準省令第7 条
					ない場合 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合その他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合	解釈通知 第2 - 2(3)
(4)サービス 提供困難時 の対応			 	正当な理由により、利用申込者に対し自 ら適切な指定計画相談支援を提供するこ とが困難であると認めた場合は、適当な 他の指定特定相談支援事業者の紹介その 他の必要な措置を速やかに講じている か。	指定計画相談支援事業者は、基準第7条の正当な 理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定計 画相談支援を提供することが困難であると認めた 場合には、基準第8条の規定により、適当な他の 指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措 置を速やかに講じなければならない。	基準省令第8 条解釈通知第2 - 2(4)
(5)受給資格の確認				指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証以は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、又生労働省令で定める期間、支給決定の有無、支給決定の有対期間、支給量又は地域相談支援給付表別間で、支給では、大きの対して、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	指定特定相談支援事業者は、現に支給決定又は地域相談支援給付決定を受けている計画相談支援対象障害者等に対する指定計画相談支援の提供に際し、当該計画相談支援対象障害者等の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証にと、厚生労働省令で定める期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無及び支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付決定を受けていない障害者等しればならない。なお、指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定を受けていない障害者等にしいなりで、サービス等利用計画案を作成するときは、当該障害者等の提示する市町村が通知したサービス等利用計画案提出依頼書によって、市町村からサービス等利用計画案の提出の依頼を受けた者であることを確かめるものとする。	基準省令第9 条 解釈通知第2 - 2(5)
	とさ いた A: 認に	れで か。 当該 こつ	ている 対 いて	るが、サービス等利用計画案等の作成時点におり Eは、支給決定後に、指定計画相談支援又は指	章害児相談支援の支給対象者であること等を確認することいては、受給者証が交付されていないため、不可能ではな定障害児相談支援の提供を求められた際の受給資格の確計画案等の作成時点においては、市町村が通知する計画とを確認する。	Q A 1 - 2
(6)支給決定 の申請に係 る援助				支給決定又は地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。	基準第10条は、利用者の支給決定又は地域相談支援給付決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者がサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。	基準省令第10

	占	合幺	吉果			
確認項目	は	L1 L1	事非例	+ /± /12 A	解釈通知	根拠法令等
(7)身分を証 する書類の 携行				相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。また、証書等には、当該事業所の名称、当該従業者の氏名を記載しているか。	利用者等が安心して指定計画相談支援の提供を受けられるよう、指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないことしたものである。なお、この証書等には、当該指定特定相談支援事業所の名称、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。	基準省令第11 条 解釈通知第2 - 2(7)
(8)指定計画 相談支援給 付費の額等 の受領				法定代理受領を行わない場合 法定代理受領を行わない場合は、利用者 から計画相談支援給付費の額の支払いを 受けているか。	基準第12条第1項は、指定特定相談支援事業者が、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際には、計画相談支援対象障害者等から法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した計画相談支援給付費の額の支払を受けることとしたものである。	基準省令第12 条第1項 解釈通知第2 - 2(8)
				交通費の受領 の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合に受けることのできる、それに要した交通費(移動に要する実費)の支払いを利用者から受けているか。	同条第2項は、指定計画相談支援の提供に関して、前項の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定計画相談支援を行う場合の交通費(移動に要する実費)の支払を計画相談支援対象障害者等から受けることができることとしたものである。	基準省令第12 条第2項 解釈通知第2 - 2(8)
			           	領収書の交付 及び の費用の額の支払を受けた場合 は、当該費用に係る領収証を当該費用の 額を支払った利用者に対し交付している か。	同条第3項は、前2項の規定による額の支払を受けた場合には、計画相談支援対象障害者等に対して領収証を交付することとしたものである。	基準省令第12 条第3項 解釈通知第2 - 2(8)
				利用者の事前の同意 の費用に係るサービスの提供に当たっ ては、あらかじめ、利用者に対し、当該 サービスの内容及び費用について説明を 行い、同意を得ているか。	同条第4項は、同条第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得ることとしたものである。	基準省令第12 条第4項 解釈通知第2 - 2(8)
	別算	こ厚	生学 て、1	加算を算定する場合] 対働大臣が定める地域に居住している利用者に対回につき所定単位数の100分の15に相当する単事業の実施地域を越えてサービス提供した場合	対して、指定計画相談支援を行った場合に、特別地域加 位数を所定単位数に加算することができるが、この場合 も交通費の支払いを受けることはできない。	
(9)利用者 負担額の管 理				月に受けた指定障害福祉サービス等の利	指定特定相談支援事業者は、利用者負担額に係る 管理を行う場合の具体的な取扱いについては、別 途通知するところによるものとする。	基準省令第13 条第4項 解釈通知第2 - 2(9)
(10)計画相 談支援給付 費の額に係 る通知等				法定代理受領により 市町村から指定計画 相談支援に係る計画相談支援給付費の支 給を受けた場合は、利用者に対し、 <b>計画</b> 相談支援給付費の額を通知しているか。	利用者への通知 基準第14条第1項は、指定特定相談支援事業者 は、市町村から法定代理受領により指定計画相談 支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場 合には、計画相談支援対象障害者等に対し、当該 計画相談支援対象障害者等に対し、当該 付費の額を通知することとしたものである。	基準省令第14 条第1項 解釈通知第2 - 2(10)

確認項目	は	l) l)	<b>井</b> 事例なし	基準省令	解釈通知	根拠法令等
				法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	サービス提供証明書の利用者への交付同条第2項は、基準第12条第1項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他計画相談支援対象障害者等が市町村に対し計画相談支援給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならないこととしたものである。	基準省令第14 条第2項 解釈通知第2 - 2(10)
(11)指定計 画相談支援				1 指定計画相談支援の方針		
の具体的取扱方針				1 - 事業所の管理者は、 <b>相談支援専</b> 門員に基本相談支援に関する業務及び サービス等利用計画に関する業務を担当 させているか。	指定特定相談支援事業所の管理者は、基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を相談支援専門員に担当させることとしたものである。	
				1 - 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っているか。	指定計画相談支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要である。このためには、指定計画相談支援について利用者及びその家族の十分な理解が求められるものであり、相談支援専門員は、指定計画相談支援を懇切丁のに行うこと旨とし、サービスの提供方法等につて理解しやすように説明を行うこととが肝要である。また、必要に応じて、同じ障害を有ととする。よる支援等適切な手法を通じて行うこととする。	基準省令第15 条第1項 解釈通知第2 - 2(11)
		•		2 指定サービス利用支援の方針	1	
			         	2- 相談支援専門員は、サービス等利 用計画の作成に当たり、利用者の希望等 を踏まえて作成できているか。	サービス等利用計画の作成にあたっては、利用者 の希望等を踏まえて作成することが基本であるこ とを明記したものである。	基準省令第15 条第2項 解釈通知第2 - 2(11)
				2 - 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たり、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。	利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行う ためには、利用者の心身又は家族の状態等に応じて、継続的かつ計画的に福祉サービス等が提供されることが重要である。相談支援専門員は、継続さいる等利用計画の作成又は変更に当たり、継続がつ計画的な支援という観点に立って福祉サービス等の提供が行われるようにすることが必っであり、継続が困難な、あるいは必要性に乏しいるもり、継続が困難な、あるいは必要性に乏しいならない。	基準省令第15 条第2項 解釈通知第2 - 2(11)
				2 - 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たり、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、これ以外の指定福祉サービス又は地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けているか。	サービス等利用計画は、利用者の日常生活全般を 支援する観点に立って作成されることが重要であ る。このため、サービス等利用計画の作成以で 更に当たっては、利用者及びその家族の希望やア セスメントに基づき、指定障害福祉サービス等型 外の、例えば、保健医療サービス、地域生活支援 事業等の市町村が一般施策として行うサービスや 当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画に位置づ けることにより総合的な計画となるよう努めなけ ればならない。	基準省令第15 条第2項 解釈通知第2 - 2(11)

確認項目	は	l l	<b>結集</b> 事例なし	基準省令	解釈通知	根拠法令等
					相談支援専門員は、利用者等がサービスを選択することを基本に、これを支援するものである。これを支援専門員は、利用者等がサービスを選択するため、相談支援専門員は、当該利用者等の指定障害福祉サービス事業者の内容を通過である。ことにより、利用とのであり、利用とでの事業を行う者に不当に偏した情報を記して、利用者等の選択を求めるべきものであり、特定の選択を求めるべきものであり、特定の選択を求めるべきものであり、特定の選択を求めるべきものであり、利用者等の選択を求めるとして、利用者等の選択を求めるとして、利用者等の選択を求めることがあるようなことや、利用者等の選択を求めるようなの事業を最初から提示することがあってはならない。	基準省令第15 条第2項 解釈通知第2 - 2(11)
		.   .   .   .   .   .   .   .   .   .		2 - 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握(アセスメント)を行っているか。 【アセスメント】	サービス等利用計画は、個々の利の特性に応支援専門員は、サービス等利用計画は、個である。の作成には相変である。の作成には相談を表現の相対には、サービスを行うない。の作成なが重要がある。の作成なが重要がある。の作成なが、利用者のがはは、地では、地では、地では、地では、地では、地では、地では、地では、地では、地	基準省令第15 条第2項 解釈通知第2 - 2(11)
				2 - 相談支援専門員は、アセスメント に当たっては、利用者の居宅等を訪問し 利用者及びその家族に面接しているか。 この場合に面接の趣旨を利用者及びその 家族に対して十分に説明し、理解を得て いるか。 【訪問・面接】	ては、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、利	基準省令第15 条第2項 解釈通知第2 - 2(11)
		.   .   .   .   .   .   .   .   .   .		2 - 相談支援専門員は、利用者についままででは、利用者についるでは、利当該地域地では、利当該地域地では、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	相談支援専門員は、サービス等利用計画が利用と活の質に直接影響する重要なも画である作力に認識している。 おいての まずな の生活の質に直接影響 で は が る な ければなら 利用 す で な ければなら 利用 す で な で が 家 で が 家 で が で が 家 で が で が で が で が で	基準省令第15 条第2項 解釈通知第2 - 2(11)

確認項目	は	61 61	<b>吉果</b> 事例なし		解釈通知	根拠法令等
				2 - 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。 【サービス等利用計画案の説明及び同意】	サービス等利用計画案に位置付ける福祉サービス の選択は、利用者自身が行うことが基本してありまた、当該計画案は利用者の希望を当該計画案は利用者のためるりまた。 されなければならない。このためるりでは、 で成に当たって、これに位置付けいたサービスの 作成、また、サービスの内容にされたサービ利用 着望を尊重するとともに、最終的によて、利用 計画案についても、最終的によて、利用 行った上でありたとに、 の間である。 を得ることを義務がサービスの内のの が、のの機会を保障するとは、のある。 はるサービスの機会を保障するである。 なおり、のの機会を保障するである。 なおり、のが、 がらいたけるに当たとの のが、 がらいたが がらいたとで がらいたとで がらいたとで がらいたとで がらいたとで がらい がらい がらい がらい がらい がらい がら がら がら がら がら がら がら がら がら がら がら がら がら	基準省令第15 条第2項 解釈通知第2 - 2(11)
					相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、遅滞なく利用者等に交付しなければならない。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、サービス等利用計画案は、5年間保存しなければならない。	基準省令第15 条第2項 解釈通知第2 - 2(11)
				2 - 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等別用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者との連絡により、指定調整を開展の連絡では、当該明を行うとともに、当該明を行うのの意見を求めていてがは見地からの意見を求めているか。  【サービス担当者会議の開催】	相談支援等制制 (根本の主) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	基準省令第15 条第2項 解釈通知第2 - 2(11)
				2 - 相談支援専門員は、サービス担当 者会議を踏まえたサービス等利用計画案 の内容について、利用者又はその家族に 対して説明し、文書により利用者等の同 意を得ているか。 【サービス等利用計画案の同意】	相談支援専門員は、第8号と同様に第10号のサービス担当者会議を踏まえた計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明を行った上で、文書によって利用者の同意を得なければならない。	基準省令第15 条第2項 解釈通知第2 - 2(11)

		T	
確認項目	点検結果 は「い 事非 」 My は N pki い pki い pki い pki い pki い pki	解釈通知	根拠法令等
	 	相談支援専門員は、第10号のサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案について等利用計画を作成した際には、遅滞なく利用者等の同意を得た後、サービス等利用計画を作成した際には、遅滞なく利用者等及び担当者に交付しなければならない。また、相談支援専門員は、担当者に対してサービス等の目がある際にしい、各担当者は出りで、各担当者は関いを担当をで、各担当者に対しるは、各担当のは、各担当のは、各担当のは、各担当のは、各担がある。は、各担がある。は、各担がある。は、各担がある。は、各担がある。ながある。ながある。ながある。ながある。ながある。ながある。ながある。な	
	【報酬告示】 1 計画相談支援費 イ サービス利用支援費 1,611単位	【留意事項通知】 (1)基本的な取扱い 指定計画相談支援の提供に当たっては、障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業及び運営に関する基準(平成24 年厚生労働省令第28号。以下「計画相談支援基準」という。)に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。 指定サービス利用支援 (一)サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問に当たってのよりに、サービス等利用計画案の利用者又はでまりのに、第15 号のでは、15 号のでは、15 号のでは、16 項第 9 号及び第11 号) (三)サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又はでは、16 項第 8 号及び第11 号) (三)サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取(同項第10 号)	報酬告示1 留意事項通知 第4の1(1)
	〔障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を 行う場合〕 注4 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援 対象保護者(児童福祉法第24条の26第1項に規定する 障害児相談支援対象保護者をいう。)に対して指定 計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定 しない。	保護者に対して指定計画相談支援を行う場合に   は、児童福祉法(昭和21年法律第164号)に基づく	報酬告示1 注4 留意事項通知 第4の1(3)
	Q:障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサ援と障害児相談支援の両方を一体的に実施することの報酬が算定されるという理解でよいか。 A:お見込みのとおり。		Q A 3 - 6
	Q:障害福祉サービス等の申請が却下された場合は A:お見込みのとおり。	、計画相談支援給付費等は支給されないのか。	Q A 3 - 14
	Q:サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請後の提出は障害支援区分の認定後ということでよいかA:サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請か後直ちに行うこととしているが、介護給付費に係る踏まえてサービス等利用計画案等を作成する必要が後となる。	\。 \ら支給決定までの期間の短縮化を図るため、申請 。サービス利用に当たっては障害支援区分の認定を	Q A 3 — 1 7
	Q:地域活動支援センター等の地域生活支援事業のか。 A:お見込みのとおり。	みのサービス利用者は、計画相談支援の対象外	Q A 3 — 1 8

確認項目	点検結果 は「い事報 」、「例 い」な「し当	基準省令	解釈通知	根拠法令等			
	Q:介護保険制度のケアプラン作成対象者の場合であって、重度訪問介護による外出支援等、障害福祉の観点からその必要性や支給量について判断する必要がある場合については、サービス等利用計画の作成対象者として良いか。 A:市町村が支給決定に当たってサービス等利用計画が必要と認める場合には、作成対象者として差し支えない。						
	分)として (例)支給	[翌月に請求するのか。	成した日が属する月分(以下の場合は平成24年4月 支給決定5月1日	Q A 4 - 2			
		3 継続サービス利用支援					
		用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握(モニタリング)を行いる要に応じて、サービス等利用計画の更、福祉サービス等の事業を行う者での事業を行う者の事業を行うをの事業を行うをの事業を行うを表しては地域をでは、新たが必要であると認められる場合は、利用者等に係る申請の勧奨を行っているか。	指決では、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	基準省令第15 条第3項 解釈通知第2 - 2(11)			
		に当たって、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、 <b>モニタリング期間ごとに利</b> 用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しているか。	相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、 サービス等利用計画の作成後においても、利用者 及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等と の連絡を継続的に行うこととし、市町村が支給決 定又は地域相談支援給付決定の際に、利用者 とて通知するモニタリング期間ごとに、利用者者 とて通知するモニタリンで期間ごとに、利用角 居宅、精神科病院又は障害者支援施設等である。 居宅、精神科病院又は障害者支援施設等である。 方い、その結果を記録することが必要である。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、モニタ リングの結果の記録は、5年間保存しなければな らない。	基準省令第15 条第3項 解釈通知第2 - 2(11)			

確認項目	は	U1     U1	<b>吉果</b> 事事 りなし し	基準省令	解釈通知	根拠法令等
				3 - サービス等利用計画を変更する場合に、2 - から2 - 、2 - から2 - 、の規定と同様の流れで行っているか。	相談支援専門員は、サービス等利用計画を変更する際には、原則として、基準第15条第2項第1号から第7号及び第10号から第12号までに規定されたサービス等利用計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。なお、利用者等の希望による軽微な変更(サービス提供日時の変更等)を行う場合には、この必要はないものとする。ただし、この場合においても、相談支援専門員が利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条第3項第1号(サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等)に規定したとおりであるので念のため申し添える。	基準省令第15 条第3項 解釈通知第2 - 2(11)
				3 - 相談支援専門員は、適切な福祉 サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅 において日常生活を営むことが困難と なったと認める場合又は利用者が指定障 害者支援施設等への入所又は入院を希望 する場合には、指定障害者支援施設等へ の紹介その他の便宜の提供を行っている か。	有又抜肥政寺への八州又は八阮を布里りる場合に	基準省令第15 条第3項 解釈通知第2 - 2(11)
				3 - 相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院 しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活 へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。	相談支援専門員は、指定障害者障害施設等又は精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者から計画相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、障害福祉施設等と連携を図るとともに、あらかじめ必要な情報の提供や助言等の援助を行うものとする。	基準省令第15 条第3項 解釈通知第2 - 2(11)
	【報酬告示】			【留意事項通知】 (1)基本的な取扱い 指定計画相談支援の提供に当たっては、障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業及び運営に関する基準(平成24 年厚生労働省令第28号。以下「計画相談支援基準」という。)に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。サービス利用支援費(略)指定継続サービス利用支援(一)利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等(同条第3項第2号)(二)サービス等利用計画の変更についてのの(一)から(四)までに準じた手続の実施(同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第10号から第12号まで)	報酬告示1 留意事項通知 第4の1(1)	
	者	に対	すし <sup>-</sup>	サービス利用支援費は、事業者が、利用 C指定継続サービス利用支援を行った場合 つき所定単位数を算定する。	(2)継続サービス利用支援費の算定月の取扱い 継続サービス利用支援費については、法第5条第 22 項に規定する厚生労働省令で定める期間ごと に指定継続サービス利用支援を実施する場合に算 定するが、対象者が不在である等により当該期間 ごとに設定された指定継続サービス利用支援の実 施予定月の翌月となった場合であって、市町村が やむを得ないと認めるときは、当該翌月において も継続サービス利用支援費を算定できること。	

確認項目	点検結果 は「い」事業 しい。 い。 は い。 は い。 は い。 は い。 は い。 は い。 は	基準省令	解釈通知	根拠法令等
	ビス利用 注5 事業 に対して に、指定	支援を行う場合〕	(4)同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等の有効期間の終期月等において、指定継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費のみ算定するものとする。なお、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等に当たって指定サービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続サービスの利用大援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できるものとする。	報酬告示1 注5 留意事項通知 第4の1(4)
		ても、継続サービス利用支援・継続障害児ヨ	変更や新たな支給決定等に係る勧奨が必要ない場 支援利用援助の報酬は算定できるか。	QA4 - 1
	利用計画 A:単一 が必要と なお、	等を作成し、モニタリングを実施する必要だ サービスの利用であっても、その他のサー なることから、計画作成や一定期間ごとの	ビスの利用の必要性も含め適切なサービスの検討	QA3-15
(12)利用者 等に対する サービス画等 利用計画の 有		の利用を希望する場合その他利用者等か	指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定 特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他 利用者等からの申出があった場合には、変更後の 指定特定相談支援事業者が滞りなく指定計画相 談支援の業務を行うことができるよう、当該利 用者等に対し、直近のサービス等利用計画及び その実施状況に関する書類を交付しなければな らないこととしたものである。	基準省令第16 条 解釈通知第2 - 2(12)
(13)計画相 談支援対象 障害者等に 関する区へ の通知		指定計画相談支援を受けている利用者等が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。	法第8条第1項の規定により、区は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収できるものであり、指定特定相談支援事業者は、その計画相談支援対象障害者等が偽りその他不正な手段によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して区に通知しなければならないこととしたものである。	基準省令第17 条 解釈通知第2 - 2(13)
(14)管理者 の責務		管理者は、相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	指定特定相談支援事業所の管理者は、従業者及び 業務の一元的管理並びに従業者に基準第2章第3 節(運営に関する基準)を遵守させるための指揮命 令を行うことを規定したものである.	基準省令第18 条第1項 解釈通知第2 - 2(14)
		管理者は、相談支援専門員その他の従業 者にこの章の規定を遵守させるため必要 な指揮命令を行っているか。		基準省令第18 条第2項 解釈通知第2 - 2(14)

確認項目	は	61 61	<b>井</b> 事 該 し	<b>甘</b>	解釈通知	根拠法令等
(15)運営規程			+ <u>+</u> =	業の運営についての重要事項に関する運	指式を受けるに、では、から、大きのでは、いいとともでいる。 は、いいとともでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、い	基等 当令第19 第 第 第 第 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
(16)勤務体 制の確保等					利用者等に対する適切な指定計画相談支援の提供 を確保するため、従業者の勤務体制等について規 定したものであるが、次の点に留意する必要があ る。 基準第20条第1項は、指定特定相談支援事業所ご とに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業 者については、日々の勤務時間、職務の内容、常 勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確に することを定めたものであること。	基準省令第20 条第1項 解釈通知第2 - 2(16)

	占は	<b>金</b> 幺	吉果			
確認項目	は	l)	1事例なし 別なり	基準省令	解釈通知	根拠法令等
				相談支援専門員に指定計画相談支援の 業務を担当させているか。	業者によって指定計画相談支援を提供するべきことを規定したものであるが、指定特定相談支援事	基準省令第20 条第2項 解釈通知第2 - 2(16)
					同条第3項は、当該指定特定相談支援事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。	基準省令第20 条第3項 解釈通知第2 - 2(16)
(17)設備及び備品等				事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	事務室 指定特定相談支援事業有代ののの 事事等を 指定特定を事業の 事事等の は、東事等他のはないで 事事等の は、関連室事、いいの 事事を は、関連室事、ののの 事事を は、関連室事、のののの は、は、ののののののののののののののののののののののののののののの	条 解釈通知第2
(18)衛生管理等				事業者は、従業者の清潔の保持及び健康 状態について、必要な管理を行っている か。 事業者は、事業所の設備及び備品等につ いて、衛生的な管理に努めているか。	指定特定相談支援事業者は、従業者の清潔の保持 及び健康状態の管理並びに指定特定相談支援事業 所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべき ことを規定したものである。	基準省令第22 条 解釈通知第2 - 2(18)
(19)揭示等				事業者は、事業所の見やすい場所に、 運営規程の概要、基本相談支援及び計画 相談支援の実施状況、相談支援専門員の 有する資格、経験年数及び勤務の体制そ の他の利用申込者のサービスの選択に資 すると認められる重要事項を掲示してい るか。	基準第23条第1項は、基準第5条の規定により指定計画相談支援の提供開始時に、重要事項(その内容については(1)参照)を利用申込者に対して説明を行った上で同意を得ることに加え、指定特定相談支援事業所への当該重要事項の掲示を義務づけることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図る趣旨である	基準省令第23 条第1項 解釈通知第2 - 2(19)
				事業者は、 に規定する重要事項の公 表に努めているか。	同条第2項は、基本相談支援及び計画相談支援の 実施状況等を公表することにより、利用申込者の サービスの選択に資することから、第1項に加 え、当該重要事項の公表に努めるべき旨を規定し たものである。 なお、公表の方法については、ホームページによ る掲載等、適宜工夫すること。	基準省令第23 条第2項 解釈通知第2 - 2(19)

<i>*</i> <b>*</b> **** <b>•</b> •	点は	1.1	事业	# X# (I) A	ATISEN Z FO	
確認項目	۱۱	い え	事例 なし	基準省令	解釈通知	根拠法令等
(20)秘密保 持等				事業所の従業者及び管理者は、正当な 理由がなく、その業務上知り得た利用者 又はその家族の秘密を漏らしていない か。	基準第24条第1項は、指定特定相談支援事業所の 従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者 又はその家族の秘密の保持を義務づけたものであ る。	基準省令第24 条第1項 解釈通知第2 - 2(20)
				者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	同条第2項は、指定特定相談支援事業者に対して、過去に当該指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないり得たもの要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定特定相談支援事業者は、業者等が、従業者等が、後においてもこれらの秘密を保持でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えばき約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。	基準省令第24 条第2項 解釈通知第2 - 2(20)
				いて、利用者又はその家族の個人情報を 用いる場合は、あらかじめ文書により当 該利用者又はその家族の同意を得ている か。	同条第3項は、相談支援専門員及びサービス等利用計画に位置付けられた各福祉サービス等の担当者が、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、指定特定相談支援事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。	基準省令第24 条第3項 解釈通知第2 - 2(20)
(21)広告				指定特定相談支援事業者について広告す る場合において、その内容を虚偽のもの 又は誇大なものとしていないか。		基準省令第25条
(22)障害福祉事者 (22) できる				計画の作成又は変更に関し、相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。	基準第26条第1項は、サービス等利用計画の作成 又は変更に関し、指定特定相談支援事業指定特定相談支援事業所の管理者が当該誘手に利益等に利益等に利益等に利益等に利益等に利益等に利益等に入る事業がである。である。と計画のである。からまでである。があるまでである。があるまでである。があるまでである。があるまでである。がである。というである。は、できまりに、できまりに、できまりに、できまりに、できまずでである。はができまずでである。というでである。というでである。というでは、まりに、はいりでは、まりには、まりに、はいりでは、まりに、はいりでは、まりに、まりに、まりに、まりに、まりに、まりに、まりに、まりに、まりに、まりに	基準省令第26 条第1項 解釈通知第2 - 2(21)
				して特定の福祉サービス等の事業を行う 者等によるサービスを利用すべき旨の指 示等をしていないか。	同条第2項は、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が利用者に利益誘導のために特定の相談サービスの事業を行う者によるサービスを利用すべき旨の指示等を行うことを禁止した規定である。これも前項と同様、相談支援の公正中立をあったものであり、例えば、指定特定相談立援専門員が、同一法人系列の品とを事業所の相談支援専門員が、同一法人系列のことを事業を行う者のみを利用することを指示すること等により、解決すべき課題に反事業を行う者の利用を妨げることを指すものである。	基準省令第26 条第2項 解釈通知第2 - 2(21)

		丰果			
確認項目	l l l	事非例なし		解釈通知	根拠法令等
			事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	同条第3項は、計画相談支援の公正中立を確保するために、指定特定相談支援事業者及びその従業者が、利用者に対して特定の福祉サービスの事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービスの事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を享受してはならないこととしたものである。	
(23)苦情解 決	;	·	事業者は、その提供した <b>指定計画相 談支援又はサービス等利用計画に位置付 けた福祉サービス等に関する</b> 利用者又そ の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応 するために、苦情を受け付けるための窓 口を設置する等の必要な措置を講じてい るか。	基準第27条第1項は、利用者の保護及び適切かつ 門滑な指定計画相談支援及び福祉サービス等の 用に資するため、自ら提供した指定計画相談支援 又はサービス等利用計画に位置付けた福 ではサービス等利用計画に位置付けたの を が立る利用者及びその家族からいことを である。そのために、苦情を受け付ける ものである。そのために、苦情解決の体制及びの 等当該事業所における苦情を解決する を 指置を講じなければならない。 等当該措置の概要については、相談窓口の連絡先、 苦情処理の体制及び手順等を重するとともに、 事業に記載して利用者 ましい。	基準省令第27 条第1項 解釈通知第2 - 2(22)
			事業者は、 の苦情を受け付けた場合 には、当該苦情の内容等を記録している か。	同条第2項は、苦情に対し指定特定相談支援事業 者が組織として迅速かつ適切に対応するため、サービスとは関係のないものを除く。)ので受付した日本のであることを義務付けたものであることを表別では、苦情があるとを表別であるとである上での質の自力を関る上である。がきずからした取り組みを自ら行うである。である。であるは、基準第30条第2項の規定に基づき、活の内容等の記録は、5年間保存しなければならい。	基準省令第27 条第21頁 解釈通知第2 - 2(22)
				同条第3項から第6項までの規定は、住民に最も 身近な行政庁である市町村及び市町村の総括的立 場にある都道府県が、サービスに関する苦情に対 応する必要が生ずることから、市町村及び都道府 県が、指定特定相談支援事業者に対する苦情に関 する調査や指導、助言及び報告命令を行えること を運営基準上、明確にしたものである。	基準省令第27 条第3項 解釈通知第2 - 2(22)
			事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当時間に応じ、及び利用者早別との家族からの苦情に関して都に、県知事がら指導又は助言を受けた場合は、第3指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		基準省令第27 条第4項 解釈通知第2 - 2(22)

	占は	金幺	課			
確認項目	は	ι) ι)	1事例なし	1	解釈通知	根拠法令等
				事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第51条の27第2項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長がら指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		基準省令第27 条第5項 解釈通知第2 - 2(22)
				事業者は、都道府県知事、市町村又は 市町村長から求めがあった場合には、 から までの改善の内容を都道府県知 事、市町村又は市町村長に報告している か。		基準省令第27 条第6項 解釈通知第2 - 2(22)
				事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	同条第7項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんにできるだけ協力することとしたものである。	基準省令第27 条第7項 解釈通知第2 - 2(22)
(24)事故発 生時の対応				相談支援の提供により事故が発生した場	利用者等が安心して指定計画相談支援の提供を受けられるよう、指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者等の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、また、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならな	基準省令第28 条第1項 解釈通知第2 - 2(23)
					いこととしたものである。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、事故の 状況及び事故に際して採った処置についての記録 は、5年間保存しなければならない。このほか、 以下の点に留意するものとする。 利用者等に対する指定計画相談支援の提供に より事故が発生した場合の対応方法については、 あらかじめ指定特定相談支援事業者が定めておく ことが望ましいこと。	基準省令第28 条第2項 解釈通知第2 - 2(23)
				事業者は、利用者等に対する指定計画 相談支援の提供により賠償すべき事故が 発生した場合は、損害賠償を速やかに 行っているか。	指定特定相談支援事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。 指定特定相談支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 なお、「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)が示されているので、参考にされたい。	基準省令第28 条第3項 解釈通知第2 - 2(23)
(25) 会計の 区分				事業者は、事業所ごとに経理を区分する とともに、指定計画相談支援の事業の会 計をその他の事業の会計と区分している か。	指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。	基準省令第29 条 解釈通知第2 - 2(24)
(26) 記録の 整備		:         		事業者は、従業者、設備、備品及び会 計に関する諸記録を整備してあるか。		基準省令第30 条第1項 解釈通知第2 - 2(25)

				d		
確認項目	は		清事 がし	# ## /l> A	解釈通知	根拠法令等
					基準第30条第2項により、指定特定相談支援事業者は、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間備えておかなければならないこととしたものであること。第15条第3項第1号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳イサービス等利用計画案及びサービス等利用計画ロアセスメントの記録ハサービス共当者会議等の記録スセニタリングの結果の記録第17条に規定する市町村への通知に係る記録第27条第2項に規定する書故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	基準省令第30 条第2項 解釈通知第2 - 2(25)
3 変更	の	置	出			Γ
(1)指定に係 る変更の届 出				法施行規則で定める事項に変更があったときは、変更届を変更後10日以内に江戸川区長に届け出ているか。 リーフレット掲載項目(法人名、事業所名、電話番号、FAX番号、所在地、サービス種別)に変更があったときは、変更届を変更の前月20日までに江戸川区長に届け出ているか。	届出先は障害者福祉課事業者調整係です。	法第51条の25 施行規則第34 条の60
(2)業務管理 体制整備に 係る変更の 届出				法施行規則で定める事項に変更があった ときは、変更届を遅滞なく江戸川区長に 届け出ているか。	届出先は障害者福祉課事業者調整係です。	法第51条の31 施行規則第34 条の62

# 地域相談支援事業に係る自己点検票

	点検結果			
確認項目	I		解釈通知	根拠法令等
1 人員	に関する	3基準		
(1)從業者(相談)		事業所ごとに専らその職務に従事(専従)する者(以下「指定地域移行支援で事者」という。)を置いているか。ただい場合は、指定地域移行支援の業務に支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の職務に従事させることができるものとする。  の専従職員を置いていない場合、上いるか。  指定地域移行支援従事者のうち1人以上は配置しているか。	基準第3条第1項は、指入以上のおおりででは、指人以上のもきでは、指人以上のもきでは、指人以上のもきでででででででででは、などとのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	平23厚令27 (基準省令) 第3条 平18厚告549 (相談支援専門員の要件) 平23障発 033021(解釈 通知)第2 - 1(1)
	指定地域のうち、1人 (兼務の整事する場合 指定特定 当該指定	以上は相談支援専門員である必要がある。 理】 この場合の兼務とは、指定地域移行支援 をいう。 相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所	がないが、事業所に配置する指定地域移行支援従事者 事業所のサービス提供時間帯において、他の業務に従	
(2)管理者		管理者は、専従であるか。 専従でない場合、基準に適合した勤務となっているか。 兼務が認められる場合 「ただし、指定地域移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。」	指定地域移行支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該指定地域移行支援事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができる。また、指定特定相談支援事業所と兼務する場合に指定障害児相談支援事業所と兼務するとして認めるものとする。なお、管理者は、指定地域移行支援の従業者である必要はないものである。	基準省令第4 条 解釈通知第2 - 1(2)
2 運営	に関する	る基準		

確認項目	ι) ι)	ままり	<b>甘</b> 洪 / \	解釈通知	根拠法令等
(1)内容及び手続きの説明及び同意		.∪ 	地域を持ち、では、おは、おは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	切供 の、選者りし定該と 方が の障福 所行 者 る にす法のして、	基準省令第5 条第1項 解釈通知第2 - 2(1)
(2)契約内容 の報告等			指定地域相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町に対し遅滞なく 報告しているか。	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援 の提供に係る契約が成立したときは、遅滞なく 市町村に対し契約成立の旨を報告しなければな らないこととしたものである。	基準省令第6 条 解釈通知第2 - 2(2)
(3)提供拒否 の禁止			正当な理由がなく、指定地域移行支援の 提供を拒んでいないか。	指定地域移行支援事業者は、原則として、利用申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは、 当該事業所の現員からは利用申込に応じき	基準省令第7条
				れない場合 利用申込者の入所、入院等する障害者支援 施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設 等が当該事業所の通常の事業の実施地域外であ る場合 当該事業所の運営規程において主たる対象 とする障害の種類を定めている場合であって、 これに該当しない者から利用申込みがあった場 合 その他利用申込者に対し自ら適切な指定地 域移行支援を提供することが困難な場合	解釈通知 第2 - 2(3)

	点検	結果			
確認項目	はし	事非ののおいない。	++>+- (1) A	解釈通知	根拠法令等
(4)連絡調整 に対する協 力			指定地域移行支援の利用について市町村 又は指定特定相談支援事業者が行う連絡 調整にできる限り協力しているか。	指定地域移行支援事業者は、市町村又は指定特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定地域移行支援の円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこととしていものである。	基準省令第8 条 解釈通知第2 - 2(4)
(5)サービス 提供困難時 の対応			事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域移行支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	指定地域移行支援事業者は、基準第7条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定地域移行支援を提供することが困難であると認めた場合には、基準第9条の規定により、適当な他の指定地域移行支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならないものである。	基準省令第9 条 解釈通知第2 - 2(5)
(6)受給資格 の確認			指定地域移行支援の提供を求められた場合は、その者の提示する地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援支給決定の有無、地域相談支援支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	指定地域移行支援の利用に係る地域相談支援給付費の支給を受けることができるのは、地域相談支援給付決定障害者であるため、指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に際し、地域相談支援給付決定障害者の提示すると、地域相談支援給付決定障害者であること、地域相談支援給付決定の有無及び地域相談支援給付決定の有無及び地域相談支援給付決定の有対期間、地域相談支援給付量等を確かめなければならないこととしたものである。	基準省令第10 条 解釈通知第2 - 2(6)
(7)地域相談 支援給付決 定の申請に 係る援助			地域相談支援支給決定を受けていない者 から利用の申込みがあった場合は、その 者の意向を踏まえて速やかに地域相談支 援給付決定の申請が行われるよう必要な 援助を行わっているか。 地域相談支援支給決定に通常要すべき標 準的な期間を考慮し、地域相談支援給付 決定の有効期間の終了に伴う地域相談支 援給付決定の申請について、必要な援助 を行っているか。	基準第11条第1項は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付費の支給申請に必要な援助を行うことするものである。同条第2項は、利用者の地域相談支援給付決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当合に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当合にがある場合にがある場合にがある場合がある場合ができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うさとを定めたものである。	基準省令第11 条 解釈通知第2 - 2(7)
(8)心身の 状況の把握			指定地域移行支援事業者は、指定地域移 行支援の提供にあたっては、利用者の心 身の状況、その置かれている環境、他の 保健医療サービス又は福祉サービスの利 用状況等の把握に努めているか。		基準省令第12条
(9)指定障害福祉サービス事業者等との連携			指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を計る等をの地の保健医療サービス又は連貫をでは、市町村、指定障害福祉サービスを提供する者との密接な連携に対して適切をでは、近日では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田		基準条例第13条

確認項目	点検結果 は、い 事非 い の な い え し 当	基準省令	解釈通知	根拠法令等
(10)身分を証 する <b>書類の</b> 携行		従業者に身分を証する書類を携行させ、 初回訪問時及び利用者又はその家族から 求められたときは、これを提示すべき旨 を指導しているか。 また、証書等には、当該事業所の名称、 当該従業者の氏名を記載しているか。	利用者が安心して指定地域移行支援の提供を受けられるよう、指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業所の指定地域移行支援 従事者に身分を明らかにする証書や名札等を携 行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指 導しなければならないこととしたものである。 なお、この証書等には、当該指定地域移行支援 事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載 を行うことが望ましい。	基準省令第14 条 解釈通知第2 - 2(8)
(11)サービス の提供の記 録		指定地域移行支援を提供した際は、当該 指定地域移行支援の提供日、内容その他 必要な事項を当該指定地域移行支援の提 供の都度記録しているか。 事業者は、サービスの提供の記録に際し ては、地域相談支援給付決定障害者から 指定地域移行支援を提供したことについ て確認を受けているか。	記録の時期 基準第15条第1項は、利用者及び指定地域移行 支援事業者が、その時点での指定地域移行支援 の利用状況等を把握できるようにするため、指 定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業 提供した際には、当該指定地域移行容長の 提供したサービスの具体的、後日の伝達すが必要な事項を、提供 日、促達すべなと、の提供のであるしなければならないこととしてものである。 利用者の確認 同条第2項は、同条第1項のサービス。通知 録について、サービスの提供はの記録 録について、サービスの表の記述を きを確保する観点から、てものである。	基準省令第15条 解釈通知第2 - 2(9)
(12) 相業相付者を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を		指定地域移行支援を提供する地域相 談支援給付決定障害者に対して金銭の支 払いを求めることができるのは、当該金 銭の使途が直接利用者の便益を向上させ るものであって、当該地域相談支援給付 決定障害者に支払を求めることが適当で あるものに限られているか。	指定地域移行支援事業者は、基準第17条第1項及び第2項に規定する額の他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。	基準省令第16 条第1項 解釈通知第2 - 2(10)
<b>\$</b>		上記の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。	指定地域移行支援のサービス提供の一貫として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 利用者に求める金額、その使途及び金銭の支払いを求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意をえていること。	基準省令第16 条第2項 解釈通知第2 - 2(10)
(13) 指定地 域相談支援 給付費の額 等の受領		法定代理受領を行わない場合 法定代理受領を行わない指定地域相談支 援を提供した際は、地域相談支援給付決 定障害者から法第51条の14第3項の規定 により算定された指定地域相談支援給付 費の額の支払いを受けているか。	基準第17条第1項は、指定地域移行支援事業者が、法定代理受領を行わない指定地域移行支援を提供した際には、地域相談支援給付決定障害者から法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した地域相談支援給付費の額の支払を受けることとしたものである。	基準省令第17 条第1項 解釈通知第2 - 2(11)

確認項目		しり	吉果 事例なし		解釈通知	根拠法令等
				交通費の受領 の支払を受ける額のほか、地域相談支 援給付決定障害者の選定により <b>通常の事</b> 業の実施地域以外の地域の利用者を訪問 して指定地域移行支援を提供する場合 は、それに要した交通費の額の支払いを 地域相談支援給付決定障害者から受けて いるか。	同条第2項は、指定地域移行支援の提供に関して、前項の支払を受ける額のほか、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域移行支援を行う場合の交通費(移動に要する実費)の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けることができることとしたものである。	基準省令第17 条第2項 解釈通知第2 - 2(11)
				領収書の交付 及び の費用の額の支払を受けた場合 は、当該費用に係る領収証を当該費用の 額を支払った地域相談支援給付決定障害 者に対し交付しているか。	同条第3項は、前2項の規定による額の支払を受けた場合には、地域相談支援給付決定障害者に対して領収証を交付することとしたものである。	基準省令第17 条第3項 解釈通知第2 - 2(11)
		 		利用者の事前の同意 の交通費については、あらかじめ、地 域相談支援給付決定障害者に対し、その 額について説明を行い、地域相談支援給 付決定障害者の同意を得ているか。	同条第4項は、同条第2項の費用の額に係る サービスの提供に当たっては、あらかじめ、地 域相談支援給付決定障害者に対し、当該サービ スの内容及び費用について説明を行い、地域相 談支援給付決定障害者の同意を得ることとした ものである。	基準省令第17 条第4項 解釈通知第2 - 2(11)
	別1 <b>院</b> ご	こ厚 <b>又は</b> 〔、1	生学 <b>入月</b> 回に	fしている地域相談支援給付決定障害者に対して	<b>申科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所に入</b> ▼、指定地域移行支援を行った場合に、特別地域加算と でを所定単位数に加算することができるが、この場合は、 通費の支払いを受けることはできない。	報酬告示第1 の1 注3
(14)地域相 談支援給付 費の額に係 る通知等				法定代理受領により指定地域移行支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知しているか。	基準第18条第1項は、指定地域移行支援事業者は、市町村から法定代理受領により指定地域移行支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合には、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知することとしたものである。	基準省令第18 条第1項 解釈通知第2 - 2(12)
				の法定代理受領を行わない指定地域移行支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定地域移行支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付決定障害者に対して交付しているか。	サービス提供証明書の利用者への交付同条第2項は、基準第17条第1項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定地域移行支援の内容、費用の額その他地域相談支援給付決定障害者が市町村に対し地域相談支援給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならないこととしたものである。	基準省令第18 条第2項 解釈通知第2 - 2(12)
(15)指定地 域移行支援 の具体的取 扱方針				事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者に基本相談支援に係る業務及び地域移行支援計画の作成その他指定地域移行支援に関する業務を担当させているか。	指定地域移行支援事業所の管理者は、基本相談 支援に関する業務及び地域移行支援計画の作成 に関する業務その他指定地域移行支援に関する 業務を指定地域移行支援従事者に担当させるこ ととしたものである。	基準省令第19 条 解釈通知第2 - 2(13)

確認項目	1+	ι) ι)	<b>吉果</b> 事 酸 当	基準省令	解釈通知	根拠法令等
				事業所の管理者は相談支援専門員に 相談支援専門員以外の指定地域移行支援 従事者に対する技術的指導及び助言を 行っているか。	指定地域移行支援事業所の管理者は、相談支援 専門員に、相談支援専門員以外の指定地域移行 支援従事者に対して、利用者の状況に応じた適 切かつ効果的な支援を行うための技術的指導及 び助言を行わせることとしたものである。	基準省令第19 条 解釈通知第2 - 2(13)
			·	事業者は、地域移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定地域移行支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	指定地域移行支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要である。このためには、指定地域移行支援について利用者及びその家族の十分な理解が求められるものであり、指定地域移行支援の提供に当たっ	基準省令第19 条 解釈通知第2 - 2(13)
				指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。	ては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うこと旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすように説明を行うことが肝要である。また、必要に応じて、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うこととする。	基準省令第19 条 解釈通知第2 - 2(13)
(16)地域移 行支援計画 の作成等				指定地域移行支援従事者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定地域移行支援に係る計画を作成しているか。	地域移行支援計画 地域移行支援計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上するための課題、指定地域移行支援の目標及びその達成時期、指定地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した書面を提供する上での留意事項等を記載した書面が、地域移行支援計画は、利用常望する上での資がなる場所である。 表た、地域移行支援計画は、利用常望するとの形況、その評価を通じて利用者の希望するとができるとができるとができるとでの連切な支援内容の検討に基づいては、自立とでの適切な支援計画の様式については、各事業所ごとの定めるもので差し支えない。	基準省令第20 条 解釈通知第2 - 2(14)
				指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や <b>課題等の把握(アセスメント)を行い、</b> 利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を行っているか。		基準省令第20 条 解釈通知第2 - 2(14)
				指定地域移行支援従事者は、 <b>アセス</b> メントに当たっては、利用者に面接して いるか。 この場合に面接の趣旨を利用者 に対して十分に説明し、理解を得ている か。	招集して行う会議(計画作成会議)を開催し、 地域移行支援計画の原案について意見を求める こと。 イ 当該地域移行支援計画の原案の内容につい て、利用者及びその家族に対して説明し、文書 により当該利用者の同意を得ること。 ウ 利用者に対して地域移行支援計画を交付す ること。	基準省令第20 条 解釈通知第2 - 2(14)

確認項目	<u>点</u> は	61 61	ままり きょう おりま おりま おりま かり おりま かり かり かり おり かり		解釈通知	根拠法令等
				指定地域移行支援従事者、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者なびその家族の生活に対する意向、総合させるを支援の方針、生活全般の支援の方針、生活全般の表現、地域移行支援の支援を提供する上での場合がでの関節を提供するが表現が表別ででの場合が提供するが表別ではるが表別が表別であるような接触をであるような表別では、1000年のでは、10	エ 適宜、当該地域移行支援計画の実施状況の 把握及び当該地域移行支援計画を見直すべきか どうかについての検討を行い、必要に応じて地 域移行支援計画の変更を行うこと。	基準省令第20 条 解釈通知第2 - 2(14)
				指定地域移行支援従事者は、 <b>計画作</b> <b>成会議を開催し、地域移行支援計画の原</b> <u>案の内容について意見</u> を求めているか。		基準省令第20 条 解釈通知第2 - 2(14)
			:  -  -  -  -  -  -  -	指定地域移行支援従事者は、地域移 行支援計画の作成に当たっては、利用者 又はその家族に対して説明し、 <b>文書によ</b> <b>リ利用者の同意</b> を得ているか。		基準省令第20 条 解釈通知第2 - 2(14)
			<del> </del>  -  -  -  -  -  -  -  -	指定地域移行支援従事者は、地域移 行支援計画を作成した際には、当該 <b>地域</b> 移行支援計画を利用者に交付している か。		基準省令第20 条 解釈通知第2 - 2(14)
			i 	指定地域移行支援従事者は、 <b>地域移</b> 行支援計画の作成後においても、適宜、 地域移行支援計画の見直しを行い、必要 に応じて地域移行支援計画の変更を行っ ているか。		基準省令第20 条 解釈通知第2 - 2(14)
	る同	域科課題	多行: 題の	支援の手順 把握(アセスメント)・訪問 地域移行支援言 行支援計画の交付 見直し・変更 ・	†画の原案作成 計画作成会議 文書によ 	
	A:1	乍成	えでき	「支援計画は相談支援専門員ではない地域移行 ₹る。なお、相談支援専門員以外の者が作成する 技術的指導・助言を行うこと。	支援に従事する者が作成してもよいか。 場合にあっては、当該事業所の相談支援専門員が、必	QA1-5
	指揮を基準を	を地域 一地 一地 声 第 1 う。	たさ 21余 )を	発行支援事業者が、指定基準第20条に定める基ないで、又は利用者との対面による支援(指定	【留意事項通知】 指定地域移行支援の提供に当たっては、指定基準又 は地域相談支援報酬告示に定める以下の基準のい ずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。 地域移行支援計画の作成(地域相談支援基準第20条) 利用者への対面による支援を1月に2日以上行わない場合(報酬告示第1の1の注2)	報酬告示第1 の1注2 留意事項通知 第3の1(1)

確認項目	点検結果 は   い 事事 は   い 演事 は   い 演演 は   い 演演 な   い は な な な な な な な な な な な な な な な な な な	解釈通知	根拠法令等
	集中支援加算 500単位 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害 者に対して、利用者との対面による支援を1月に6日以上 実施した場合に、1月に所定単位数を加算する。 ただし、退院・退所月加算が算定される月は、加算しない。	地域相談支援報酬告示第1の2の集中支援加算については、 <b>退院・退所月加算が算定される月以外において、対面による支援を月6日以上実施した場合に算定できるものであること。</b>	報酬告示第1 の2 留意事項通知 第3の1(3)
	退院・退所月加算 2,700単位 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者の精神科病院又は障害者支援施設等からの退院又は退所日が属する月(翌月に退院又は退所日が翌月の初日等込まれる場合であって、退院又は退所日が属する月の前月)に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該地域相談支援給付決定障害者が、退院又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。	地域相談支援報酬告示第1の3の退院・退所月加算については、退院又は退所月において、地域生活への移行に向けた各種の支援を集中的に実施できるよう加算するものであるため、当該加算が算定される月においては、利用者との対面による支援を少なくとも2日以上行うこと等が算定に当たっての要件となることに当意すること。また、退院又は退所日が翌月の初日等の場合においては、退院又は退所月の前月において支援が行われることとなるため、当該場合であって退院又は退所することが確実に見込まれる場合については、退院又は退所月の前月において、結果として翌月に当該者が退院又は退所月の前月において、結果として翌月に当該者が退院又は退所しなかったときは、当該加算額を返還させるものとする。なお、その後の支援の結果、当該者が退院又は退所した場合は、退院・退所月加算を算定して差し支えない。退院・退所月加算については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。(一) 退院又は退所して病院又は診療所へ入院する場合(二) 退院又は退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合	報酬告示第1 の3 留意事項通知 第3の1(4)
(17)地域にお ける生活に 移行する めの活動に 関する 支援	利用者に対し、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供するに当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を的確に把握しているか。		基準省令第21 条 解釈通知第2 - 2(15)

確認項目	は	ι, ι,	<b>吉果</b> 事例なし	基準省令	解釈通知	根拠法令等
				利用者に対して上記の支援を提供するに	指定地域移行支援の提供に当たっては、一定の 明間の中で地域移行支援の提供に当たっては、一定定の て集ではで地域移行支援に向けたしいで地域移行をでしたが のは、立ては、では、 では、では、 では、では、 では、 では、 では、 では	基準省令第21 条 解釈通知第2 - 2(15)
(18)障害福祉サービスの体験的な利用支援				障害福祉サービスの体験的な利用支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行っているか。	指定地域移行支援事業者は、利用者に対け、である。 情には、指定障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供への表記では、指定障害福祉サービスの体験的な利用支援のとは、指定できるのをである。 は、指定できるでは、委託先の指定障害福祉サービスの体験的な利用支援のといる。 は、一旦によるでは、委託先の指定障害福祉サービスの体験的な利用をできる。 は、一旦によるでは、委託先の指定障害福祉サービスの体験的な利用をできる。 は、一旦によるを提出の支援が必要となるため、 をは、一旦による支援を行うこと。 は、一旦による支援を行うこと。 は、一旦による支援を行うこと。 は、一旦による支援を行うこと。 は、一旦による支援を行うでは、 を、は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	基準省令第22 条 解釈通知第2 - 2(16)

確認項目	点検結果 は   い   事 #	解釈通知	根拠法令等
	【報酬告示】 4 障害福祉サービスの体験利用加算 300単位 指定地域移行支援事業者が、指定地域相談支援給付決 障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援 (指定基準第22条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。)を提供した場合(1の注2に定める場を除く。)に、15日(障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る。)を限度として、1日につき所定単位数を加算する。	利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、目標、体験機合関及び留意事項等を地域移行支援計画に位置づけて、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場	報酬告示第1 の4 留意事項通知 第3の1(5)
	限定されている。 ・体験利用加算は地域相談支援給付費の報酬に加算され は、一般相談支援事業者から委託費等として体験利用に	伴う経費等を支出する。 か月)15日、ただし最初に体験利用した日から90日以内)。 護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 利用支援加算」が新たに設けられているが、これは、障害 利用し、日中に地域の障害福祉サービスを体験利用する	
	Q:地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用及び体は、指定基準案において「指定障害福祉サービス事業者・祉サービス事業者は外にどのような者が想定されるのか、A:指定基準においては、「指定障害福祉サービス事業者とス事業者、指定障害者支援施設又はのぞみの関」でを験宿泊及び一時的な滞在による支援は、指定障害福祉サ事業者が当該指定一般相談支援事業所以外の場所(アノ留意。	等」に委託できることとされているが、「等」は指定障害福等。 等」とは、法第29条第2項に規定する「指定障害福祉サージリ、これらの者以外に委託することはできない。 は、大学・ログス事業者等への委託によらず、指定一般相談支援	Q A 1 - 3
	Q:障害福祉サービスの体験利用加算、体験宿泊、一時日 者に委託する場合の報酬は、障害福祉サービス事業者に 算定されるのか。 A:指定一般相談支援事業者に算定される。なお、指定一場合は受託した障害福祉サービス提供事業者に委託費を	般相談支援事業者が、委託により体験利用等を実施する	Q A 4 - 2
	Q:障害福祉サービスの体験利用、体験宿泊及び一時的:業者に委託する場合の委託費の額の関係如何。 A:基本的には、障害福祉サービスの体験利用等を委託にしているが、指定一般相談支援事業者と委託先の指定障況が異なることから、個別の委託額は委託契約により定め	こより実施する場合は当該額を委託先に支払うことを想定 害福祉サービス事業者との業務の役割分担等個別の状	Q A 4 - 4

確認項目		l1	<b>手</b> 事例なり	1	解釈通知	根拠法令等
(19)体験的な 宿泊支援				1 体験的な宿泊支援について、以下の要件を満たす場所において行っているか。 利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品等を備えているか。	基準第23条第1項は、体験的な宿泊支援を行う場所について、最低限必要となる要件を定めたものである。なお、体験的な宿泊支援については、地域生活と同様の環境で実施すること。	基準省令第23 条 解釈通知第2 - 2(17)
				2 体験的な宿泊支援について、指定障害福祉サービス等への委託により行っているか。	体事業に受ける。	
	支準で(11 <b>)</b> <b>計内</b> 注談供状 <b>夜場</b> 15[	爰育りの <b>て</b> 配り、支い兄 <b>聞か</b> 日給2生活 <b>て限り、「援</b> 」に <b>及</b> ((1)	付条に2.155 155 に給つにびの験	や定障害者に対して、体験的な宿泊支援(指定基	【留意事項通知】 体験宿泊加算の取扱い 地域相談支援報酬告示第1の5の体験宿泊加算については、単身での生活を希望している者に対び留な高力での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留な宿泊支援を行った場合に算定できるものであること。なお、家族等との同居を希望している者に対しては、は、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで	報酬告示第1 の5 事項通知 第3の1(6)

確認項目	点検結果 は「い」事態 い」。とし当	<b>1</b>	解釈通知	根拠法令等
	い : え : し当		基準第23条第1項に規定する要件を満たす場所(以下「体験宿泊場所」という。)において、地域での居宅生係を体験するための宿泊によらない一時的な滞在に係る支援を行う場合についても算定して差し支えない。施設入所者の体験的な宿泊については、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊支援の開始日及び終了日については、施設入所支援を付泊加算()にいては、体験的な宿泊支援を付泊加算()にいては、体験的な宿泊支援を利用する者の状況に応じて、夜間及び深夜の時間支援が事者を配泊場所につき援が必事者を配泊場のであること。体験宿泊加算については、当該定できるものである。と、当該を行うた場合に、別途、指定と関した。者をし支えない。 夜間支援であると居宅介護事者は、別角の提供開始日から90日以内に限る。)を限度として算定できるものであること。ない、当該を開始日から90日以内に限る。)を限度日の日以内に限る。)を限度日の日以内に限る。)を限度日の日以内に限る。)を限度日の日以内に限る。)を限度日の日以内に限る。)を限度日の日以内に限る。)を限度日の日以内に限る。)を限度として算定できるものであると、おされた場合においては、当該更新後の体験的な宿として算定できるものであると。なが、当該更新後の体験的に関を見たが更更新された場合においては、当該更新後の体験的に限る。)を限度として算定できることに留意すること。	
(20)関係機関との連絡調整等		指定地域移行支援を提供するに当たっては、区、指定障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関との連絡調整その他の便宜の供与を行っているか。	基準第24条は、指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者が地域生活に移行する上で必要な区や保健所等の行政機関、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、住居の確保や行政機関の手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、当該利用者の同意を得て代行するなど必要な支援を行うこととしたものである。	基準省令第24 条 解釈通知第2 - 2(18)
(21)地域相 談支援給付 決定障害る市 町への通知		指定地域相談支援を受けている地域相談 支援給付決定障害者が偽りその他不正な 行為によって地域相談支援給付費の支給 を受け、又は受けようとしたときは、遅 滞なく、意見を付してその旨を区に通知 しているか。	法第8条第1項の規定により、区は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることに鑑み、指定地域移行支援事業者は、その地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な手段によって地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して区に通知しなければならないこととしたものである。	基準省令第25 条 解釈通知第2 - 2(19)
(22)管理者 の責務		管理者は、指定地域移行支援従事者 その他の従業員の管理、指定地域相談支 援の利用の申込みに係る調整、業務の実 施状況の把握その他の管理を一元的に 行っているか。	指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者その他の従業者及び業務の一元的管理並びに指定地域移行支援従事者に基準第2章第3節(運営に関する基準)を遵守させるための指揮命令を行うことを規定したものである。	基準省令第26 条第1項 解釈通知第2 - 2(20)

確認項目	<u>点</u> 核 は	۱۱ ۱۱	+ ×+ / 12 A	解釈通知	根拠法令等
			管理者は、指定地域移行支援従事者 に平成24年厚生労働省令第27号「障害者 自立支援法に基づく指定地域相談支援の 事業の人員及び運営に関する基準の第2 章の規定を遵守させるため必要な指揮命 令を行っているか。		基準省令第26 条第2項 解釈通知第2 - 2(20)
(23) 運営規程			事業の電話のでは、事業のでは、事業のでは、事業のでは、事業のでは、事業のでは、事業のでは、事業のでは、事業のでは、、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	指者保に対する。とを び費 て定順決てのか行こ た話のあいるを主実 第 「支お 関連などのあいた。 まられて、	基準省令第27 条 解釈通知第2 - 2(21)

確認項目	1 1		+ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	解釈通知	根拠法令等
				いて、障害者虐待を未然に防止するための対策 及び虐待が発生した場合の対応には規定するとの対応には でいるところであるが、より実対者は、 であるが、より実対者は、 知知に発見して担保する に対応が図られるための必要なは に対応が図られるためであることと は、 のであることを は、 のの防止に関する 責任者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及する との研修の実施(研修方法や研修計画な ど)等を指すものであること。	
(24) 勤務体制の確保等			事業者は、利用者に対し、適切な指定地域相談支援を提供できるよう、事業所ごとに、指定地域移行支援従事者その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。	利用者に対する適切な指定地域移行等に 一支援の力がある。 基準第28条第1項は、指定地域移行表 大のの点に留意である。 基準第28条第1項は、指定地域移務 大のの点に留意である。 基準第28条第1項は、指定地域移務 大のの他の内域をである。 基準第28条第1項は、指定地域移務 大のの他のののののののののののののののののののののののののののののののののの	基準省令第28 条第1項 解釈通知第2 - 2(22)
			事業者は、相談支援専門員の資質の 向上のために、その研修の機会を確保し ているか。	同条第3項は、当該指定地域移行支援事業所の 指定地域移行支援従事者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の 研修への参加の機会を計画的に確保することと したものであること。	基準省令第28 条第3項 解釈通知第2 - 2(22)

	点		非事非			
確認項目	10	۱۱	がしなり	基準省令	解釈通知	根拠法令等
(25)設備及び備品等				事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	事務室 行文では、	基準省令第29 条 解釈通知第2 - 2(23)
(26)衛生管 理等		<del> </del>	<del> </del>		指定地域移行支援事業者は、従業者の清潔の保 持及び健康状態の管理並びに指定地域移行支援 事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め るべきことを規定したものである。	基準省令第30 条 解釈通知第2 - 2(24)
(27)掲示				指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び地域移行支援の実施状況、指定地域移行支援従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 指定地域移行支援事業者は、前項に規定する重要事項の公表に努めているか。	基準第31条第1項は、基準第5条の規定により 指定地域移行支援の提供開始時に、重要事項 (その内容については(1)参照)を利用者に対、 (その内容については(1)参照)を利用者に対、 行説明を行った上で高の当とに加えの 場所を行った上で表 の当該重要業所、サービスが行力を を義務付けることにより、 では、 とで表 の実施状の とでは、 を当該重要事項 の実施状の 選択により、 の実施状の 選択により の実施状の 選択により の実施状の 選択に のまととから のまで のました。 のまで のました。 のまで のました。 のまで のまで のまで のまで のまで のまで のまで のまで のまで のまで	基準省令第31 条 解釈通知第2 - 2(25)
(28)秘密保 持等		  -  -  -  -  -  -  -	  -  -  -  -  -  -  -  -	事業所の従業者及び管理者は、正当 な理由がなく、その業務上知り得た利用 者又はその家族の秘密を漏らしていない か。	指定地域移行支援事業所の従業者及び管理者 に、その業務上知り得た利用者又はその家族の 秘密の保持を義務づけたものである。	基準省令第32 条第1項 解釈通知第2 - 2(26)

確認項目		結果 事事 なん		解釈通知	根拠法令等
	ι\ ;	1 -		指定地域移行支援事業者に対して、過去に当該 指定地域移行支援事業所の従業者及び管理者で あった者が、その業務上知り得た利用者又はそ の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措 置を取ることを義務づけたものであり、具体的 には、指定地域移行支援事業所の従業者等が、従業者等でな くなった後においてもこれらの秘密を保持すべ き旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違 約金についての定めを置くなどの措置を講ずべ きこととするものである。	基準省令第32 条第21頁 解釈通知第2 - 2(26)
			事業者は、計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	指定地域移行支援従事者及び利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターにおける担当者が、計画作成会議において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、指定地域移行支援事業者は、あら同じめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。	基準省令第32 条第3項 解釈通知第2 - 2(26)
(29)利益供 与等の禁止			事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域相談支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益の供与を受けてはいないか。	基準第34条第1項は、指定特定相談支援事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者等による指定地域移行支援事業者の紹介が公正中立に行われるよう、指定地域移行支援事業者出せービス事業者等に対し、利用者に対して当該指定地域移行支援事業者を紹介する。との対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。	基準省令第34 条第1項 解釈通知第2 - 2(27)
			事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	同条第2項は、利用者による指定特定相談支援 事業者、指定障害福祉サービス事業者等の選択 が公正中立に行われるよう、指定地域移行支援 事業者は、指定特定相談支援事業者又は障害福祉サービス事業者等から、当該事業所を利用す る利用者やサービス提供が終了した利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上 の利益を収受してはならない旨を規定したもの である。	基準省令第34 条第2項 解釈通知第2 - 2(27)
(30) 苦情解 決			事業者は、その提供した指定地域移 行支援に関する利用者又その家族からの 苦情に迅速かつ適切に対応するために、 苦情を受け付けるための窓口を設置する 等の必要な措置を講じているか。	基準第35条第1項にいう「必要な措置」とは、 具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための 措置を講ずることをいうものである。当該措置 の概要については、利用申込者にサービスの内 容を説明する文書に記載し、事業所に掲示する ことが望ましい。	基準省令第35 条第1項 解釈通知第2 - 2(28)

確認項目	は	۱۱ ۱۱	<b>結集</b> 事がある。	基準省令	解釈通知	根拠法令等
				事業者は、 の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	同条第2項は、苦情に対し指定地域移行支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定地域移行支援事業所が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。また、指定地域移行支援事業のであるとの認識に立ち、苦情の内容を自ら行報であるとの認識に立ち、苦情の内容を自ら行うべきる。 なお、基準第38条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。	基準省令第35 条第2項 解釈通知第2 - 2(28)
				事業者は、その提供した指定地域移 行支援に関し、法第10条第1項の規定に より市町が行う報告若しくは文書その他 の物件の提出若しくは提示の命令又は当 該職員からの質問若しくは事業所の設査 若しくは帳簿書類その他の物件の検査に だ、及び利用者又はその家族に協力を 情に関して市町村が行う調査に協力言を とともに、市町村から指導又は助言に従って が要な改善を行っているか。	同条第3項から第6項までの規定は、住民に最も身近な行政庁である市町村及び市町村の総括的立場にある都道府県が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村及び都道府県が、指定地域移行支援事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言及び報告命令を行えることを運営基準上、明確にしたものである。	基準省令第35 条第3項 解釈通知第2 - 2(28)
				事業者は、その提供した指定地域相談支援に関し、法第11条第2項の規定により県知事が行う報告若しくは指定相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当若又は当該であるとの家族からの苦情に関して県知事がら消費に協力するとともに、県知事から消費又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		基準省令第35 条第4項 解釈通知第2 - 2(28)
				事業者は、その提供した指定地域移 行支援に関し、法第51条の27第1項の規 定により都道府県知事又は市町村長が行 う報告若しくは帳簿書類その他の物件の 提出若しくは提示の命令又は当該職員 らの質問若しくは指定地域相談支援事所の設備若しくは帳簿書類その他の物 の検査に応じ、及び利用者又はその家は のであるととは がらの苦情に関して都道府県知事又は 町村長が行う調査に協力するとと 町村長がらります は助言を受けた場合は、 は助言を受けた場合は、 は助言をで必要な改善を行っているか。		基準省令第35 条第5項 解釈通知第2 - 2(28)
				事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、 から までの改善の内容を都道府県知 事、市町村又は市町村長に報告しているか。		基準省令第35 条第6項 解釈通知第2 - 2(28)

確認項目	は	ι ι	<b>吉果</b> 事例なし	基準省令	解釈通知	根拠法令等
				事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	同条第7項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんにできるだけ協力することとしたものである。	基準省令第35 条第7項 解釈通知第2 - 2(28)
(31)事故発 生時の対応		<del> </del>		事業者は、利用者に対する指定地域 移行支援の提供により事故が発生した場 合は、都道府県、市町村、当該利用者の 家族等に連絡を行うとともに、必要な措 置を講じているか。	利用者が安心して指定地域移行支援の提供を受けられるよう、指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な指置を講じ、また、利用者に対する指定	基準省令第36 条第1項 解釈通知第2 - 2(29)
				事業者は、 の事故の状況及び事故 に際して採った処置について、記録して いるか。	地域移行支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。 なお、基準第38条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際してはなばなるという。	基準省令第36 条第2項 解釈通知第2 - 2(29)
				事業者は、利用者に対する指定地域 移行支援の提供により賠償すべき事故が 発生した場合は、損害賠償を速やかに 行っているか。	記録は、5年間保存しなければならない。このほか、以下の点に留意するものとする。利用者に対する指定地域移行支援の提供により事故が発生した場合の対応方法に者がごとが望ましいこと。指定地域移行支援事業者は、賠償すべき間において速やかに賠償を行うため、過失を調査を関係ではよるでは、事業者は、事故がでための対策を講じることが望ましい。有難を関するを解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(理に関する検討会)が示されているので、参考には関する検討会)が示されているので、参考にされたい。	基準省令第36 条第3項 解釈通知第2 - 2(29)
(32) 会計の 区分				事業者は、事業所ごとに経理を区分する とともに、指定地域移行支援の事業の会 計をその他の事業の会計と区分している か。	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地 域移行支援の事業の会計とその他の事業の会計 を区分しなければならないこととしたものであ る。	基準省令第37 条 解釈通知第2 - 2(30)
(33)記録の 整備				事業者は、従業者、設備、備品及び 会計に関する諸記録を整備してあるか。		基準省令第38 条第1項 解釈通知第2 - 2(31)
				事業者は、利用者等に対する指定地域相談支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定地域相談支援を提供した日から5年間保存しているか。	基準第38条第2項により、指定地域移行支援事業者は、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間備えておかなければならないこととしたものであること。	基準省令第38 条第2項 解釈通知第2 - 2(31)

確認項目	は	 <b>吉</b> 事例なし	1	解釈通知	根拠法令等
			1 提供した指定地域移行支援に係る必要な事項の提供の記録 2 地域移行支援計画 3 市町村への通知に係る記録 4 苦情の内容等の記録 5 事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録	第15条第第1項に規定する指定地域移行支援の提供に係る記録地域移行支援計画第25条の規定による市町村への通知に係る記録第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	
(34)指定地 域定着支援 の具体的取 扱方針			指定相談支援の方針は、基準第39条に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによっているか。 事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者に基本相談支援に関する業務及び地域定着支援台帳の作成その他指定地域定着支援に関する業務を担当させているか。	指定地域定着支援事業所の管理者は、基本相談 支援に関する業務及び地域定着支援台帳の作成 に関する業務その他指定地域定着支援に関する 業務を指定地域定着支援従事者に担当させるこ ととしたものである。	基準省令第41 条第11頁 解釈通知第3 - 2(1)
		·  -  -	事業所の管理者は相談支援専門員 に、相談支援専門員以外の指定地域定着 支援従事者に対する技術的指導及び助言 を行わせているか。	指定地域定着支援事業所の管理者は、相談支援 専門員に、相談支援専門員以外の指定地域定着 支援従事者に対して、利用者の状況に応じた適 切かつ効果的な支援を行うための技術的指導及 び助言を行わせることとしたものである。	基準省令第41 条第2項 解釈通知第3 - 2(1)
		 	事業者は、利用者の心身等の状況に 応じて、その者の支援を適切に行ってい るか。	指定地域定着支援は、緊急時等に利用者の家族の協力が必要となる場合が想定されること等から、指定地域定着支援について利用者及び、お家族の十分な理解が求められるものであり、指定地域定着支援の提供に当たってはを旨との非のであるととが上ビスの提供方法等について理解しないよりに説明を行うことが肝要である。よる支援等適切な手法を通じて行うことする。	基準省令第41 条第3項 解釈通知第3 - 2(1)
			指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。	指定地域定着支援は、緊急時等に利用者の家族の協力が必要となる場合が想定されるこび等のら、指定地域定着支援について利用の家族の方法の大力な理解があられるもので、利用であり、者を地域定着支援の提供に当たっとは「一世の大力を関係した。」といる。 サービスの提供方法等について理解したいように応じて、はのでは、よりには、よりには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	基準省令第41 条第4項 解釈通知第3 - 2(1)
(35)地域定 着支援台帳 の作成等			指定地域定着支援従事者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る台帳を作成しているか。	地域定着支援台帳 地域定着支援台帳は、利用者の心身の状況、そ の置かれている環境、緊急時において必要とな る当該利用者の家族等及び当該利用者が利用す る指定障害福祉サービス事業者等、医療機関そ の他関係機関の連絡先その他の利用者に関する 情報を記載した書面である。	基準省令第42 条第1項 解釈通知第3 - 2(2)

確認項目	<u>点</u> t	ι ι	<b>吉果</b> 事のなり	基準省令	解釈通知	根拠法令等
		  -  -  -  -  -  -  -		指定地域定着支援従事者は、地域定 着支援台帳作成に当たっては、適切な方 法によりアセスメントを行っているか。	また、地域定着支援支援台帳は、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、緊急時等に適切な対応を	基準省令第42 条第2項 解釈通知第3 - 2(2)
		 		指定地域定着支援従事者は、アセス メントに当たっては、利用者に面接して 行っているか。 この場合において、指定地域定着支援の 職務に従事するものは、面接の趣旨を利 用者に対して十分に説明し、理解を得て いるか。	行うために作成するものである。 なお、地域定着支援台帳の様式については、各 事業所ごとの定めるもので差し支えない。 また、指定地域定着支援従事者は、常に利用者 の状況の変化に留意し、その把握に努め、当該 地域定着支援台帳を見直し、必要に応じて当該 地域定着支援台帳の変更を行うこと。	基準省令第42 条第3項 解釈通知第3 - 2(2)
				指定地域定着支援従事者は、地域定 着支援台帳の作成後においても、適宜、 地域定着支援台帳の見直しを行い、必要 に応じて地域定着支援台帳の変更を行っ ているか。		基準省令第42 条第4項 解釈通知第3 - 2(2)
(36)常時の 連絡体制の 確保等				指定地域定着支援事業者は、利用者 の心身の状況及び障害の特性等に応じ、 適切な方法により、当該利用者又はその 家族との常時の連絡体制を確保している か。	常時の連絡体制については、当該指定地域定着支援事業所が直接利用者又はその家族との連絡体制を確保することが必要である。なお、常時の連絡の確保は、夜間等に職員を配置する他、携帯電話等により利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保する方法によることも可能である。 利用者の状況把握については、居宅訪問等の見守りによる支援により利用者の状況及び利用者の状況を可用者の緊急時等に適切に対応するための情報を把握することを趣旨としたものである。	基準省令第43 条第1項 解釈通知第3 - 2(3)
			!         	指定地域定着支援事業者は、 <b>適宜利</b> 用者の居宅への訪問等を行い、利用者の 状況を把握しているか。		
(37)緊急の 事態におけ る支援等			-  -	態その他の緊急に支援が必要な事態が生 じた場合には、速やかに当該利用者の居	緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、速やかに利用者の居宅訪問や電話等による状況把握を行い、利用者の状況に応じて必要な措置を適切に講ずべき旨を規定したものである。なお、一時的な滞在による支援については、利用者への付き添いによる見守り等の支援を適切に行うこと。	基準省令第44 条第1項 解釈通知第3 - 2(4)
				指定地域定着支援事業者は、 の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じているか。		基準省令第44 条第2項 解釈通知第3 - 2(4)

確認項目	点検結果 は い 事事 い が 顔	解釈通知	根拠法令等			
	指定地域定着支援事業者は、時的な滞在による支援についてがる要件を満たす場所においてである。 利用者が一時的な滞在を行う必要な広さの区画を有するとと時的な滞在に必要な設備及び備えているか。 衛生的に管理されている場所が。	下記に定 行ってい かために もに、一 品等を備	基準省令第44 条第3項 解釈通知第3 - 2(4)			
	指定地域定着支援事業者は 的な滞在による支援について、 福祉サービス事業者等への委託 行っているか。	指定障害 着支援事業者が当該指定地域定着支援事業所の	基準省令第44 条第4項 解釈通知第3 - 2(4)			
	【報酬告示】 注3 指定地域定着支援事業者が、 <b>指定基</b> 第3項又は第43条第2項に定める基準を派 いで指定地域定着支援を行った場合には、 位数を算定しない。	<b>満たさな   談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満</b>	報酬告示第2注3			
	緊急時支援費 700単位 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援 定障害者等に対して、利用者の障害の特性 して生じた緊急の事態その他の緊急に支援 な事態が生じた場合において、利用者又は 族等からの要請に基づき、速やかに利用者 等への訪問又は一時的な滞在による支援を 場合に、1日につき所定単位数を算定する	要請に基因要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。 「の居宅」である。 「の居宅」である。 「大きでは、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方	報酬告示第2 注2 留意事項通知 第3の2(2)			
	Q:地域定着支援について、「障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の厚生労働省令で定める場合」とは、家族等の入院、自然災害等、外部要因により本人が緊急事態になっている状況については地域定着支援の対象外となるのか。 A:地域定着支援は、家族等の入院や自然災害等の外部要因により、障害を有することから緊急的な支援が必要となる場合も含まれる。					

確認項目	点検結果 は   い 事非 い   の は い   な   し当		解釈通知	根拠法令等			
	A:指定 <sup>.</sup>	Q:一時的な滞在による支援の実施場所如何。 A:指定一般相談支援事業所の宿直室や、指定障害福祉サービス事業者への委託により障害者支援 施設等の空室を活用して実施することを想定している。					
	Q:地域定着支援の「常時の連絡体制の確保」について、連携施設等を経由して指定一般相談支援事業所に連絡が届く体制でも可能か。 A:指定基準において、地域移行支援・地域定着支援のサービスの提供は、当該指定を受けた指定一般相談支援事業所において地域移行支援又は地域定着支援の業務に従事する者によって、提供されなければならないこととしている(体験利用、体験宿泊、一時的な滞在による支援を指定障害福祉サービスに委託する場合を除く)。よって、地域定着支援の常時の連絡体制は、当該事業所が直接利用者と連絡体制を確保し、緊急時の支援を速やかに行える体制を確保することが必要である。						
3 変更の届出							
変更の届出		変更届を遅滞なく届け出ているか。	届け出は東京都福祉保健局障害者施策推進部に なります。 特定(障害児)相談支援事業所の指定を受けてい る場合は、区への届け出も必要になります。	法第52条の2 第2項 施行規則第34 条の28			

江戸川区 相談支援事業の手引き 別冊 自己点検票 運営基準、解釈通知、Q&A

> 平成 26 年 2 月 初版 平成 27 年 2 月 改訂版 平成 29 年 4 月 改訂版

江戸川区 福祉部 障害者福祉課 江戸川区 健康部 保健予防課